

国土交通省	国際観光振興機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要のあるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。	1a	企画・立案・海外で実施する必要のない調査（国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査）に関する業務を国（観光庁）に一元化した。海外プロモーションの国委託事業には参加せず、民間に委ねることとした。
	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。	1a	法人直営の外国人観光案内所は平成23年12月31日をもって廃止し、案内の際に使用する国内観光資源に関する情報ファイルの見直し、配布用印刷物の種類の見直し、ビジット・ジャパン案内所に対する後方支援業務等の一部を本部の業務とする等の業務の効率化を行った上で、平成24年1月1日より民間委託を開始した。
	通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。	2a	他の実施主体が本試験業務を引き受ける可能性を見出すためには、まずは本試験業務の収支が償う状態とする必要があることから、試験ガイドラインの改訂（平成23年度に検討開始、平成24年4月12日改訂）をはじめとする試験実施経費の削減方策の検討及びその実施を進めており、引き続き試験業務の効率化・受験者数の増大を図りつつ、他の実施主体への移管可能性について検討を行っている。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
02	海外事務所13か所の統廃合等 事務所等の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。	1a	バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。また、北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。
03		22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について平成22年度中に合意。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）等を踏まえ、国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所とのワンストップサービスを実現するとともに、国際観光振興機構の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう関係省庁及び各法人において検討を進めており、平成24年夏までに結論を得ることとしている。
04		23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。	2a	本部事務所の在り方については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方について検討することとされており、関係省庁及び各法人において検討を進めており、平成24年夏までに結論を得ることとしている。